

上田市省エネ家電買換え支援補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、省エネ家電への買換えを促進し、市民の地球温暖化防止への意識の高揚と推進を図るとともに、エネルギー価格高騰による家庭の負担を軽減するため、予算の範囲内で省エネ家電の買換えに要する経費の一部を補助することに関し、補助金等交付規則（平成18年規則第46号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次のいずれにも該当する個人とする。

- (1) 申請時点において市内に住所を有し、かつ、自らが居住している市内の住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。）に省エネ家電を設置する者
- (2) 同一世帯において、この要領による補助金の交付を受けた者がいないこと。
- (3) 市税の滞納がないこと。

(対象製品等)

第3条 補助金の交付の対象となる省エネ家電（以下「対象製品」という。）は、次に掲げる要件のいずれも満たす電気冷蔵庫とする。

- (1) 申請日が属する年度内において、市内の事業所で購入した未使用品であること。
- (2) 既に所有している電気冷蔵庫（平成26年以前に製造されたものに限る。）を処分し、新たに買換えるものであること。
- (3) 対象製品を購入する時点において、資源エネルギー庁が定める最新の省エネ基準達成率が100パーセント以上であること。
- (4) 事業の用に供することを目的として購入するものではないこと。

2 補助金の交付の対象となる対象製品の台数は、1世帯につき1台とする。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費、購入事業所の区分、補助率及び補助限度額は、次のとおりとする。

補助対象経費	購入事業所の区分	補助率	補助限度額
対象製品の購入価格（消費税及び地方消費税の額を含む。付属品、設置、配送等に係る経費及び既設の電気冷蔵庫の処分に係る経費は除く。）	市内に本店を有する事業所	補助対象経費の5分の1以内	30,000円
	上記以外の市内の事業所	補助対象経費の10分の1以内	10,000円

2 前項の規定により算出した補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、その端

数を切り捨てる。

(交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、上田市省エネ家電買換え支援補助金交付申請書兼実績報告書に次に掲げる書類を添えて、対象製品を購入した日の属する年度の2月末までに市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写しその他の支払をしたことを証する書類
- (2) 対象製品の型番、年間消費電力量及び省エネ基準達成率が確認できるカタログ等の写し
- (3) 対象製品の保証書の写し
- (4) 買換え前の製品の特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の写し
- (5) 買換え前の製品の型番、年間消費電力量、製造年が分かるラベルの写真
- (6) 買換え前後の製品の設置状況が分かる写真
- (7) その他市長が必要と認める書類

(財産の処分制限)

第6条 対象製品設置者は、交付申請年度の翌年度から起算して6年以内に、対象製品を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。